

(仮称)ナフコ高岡店 「大規模小売店舗立地法」に基づく計画概要説明会のご案内

地域の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、高岡市米島において、ホームセンターの出店を計画し、先般、富山県へ「大規模小売店舗立地法」に基づく届出を行いました。つきましては、同法に基づく届出概要についての説明会を、下記の日程にて開催致しますのでご案内申し上げます。

令和7年4月吉日

■開催日時：令和7年4月16日(水)

午後7時～午後8時迄を予定 ※受付開始は午後6時30分より

■開催場所：米島公民館 高岡市米島346番地

※駐車場がございませんので、自転車・徒歩でのご来場にご協力をお願いします。

計 画 概 要		開催場所
(1)建 物 設 置 者	株式会社ナフコ	
(2)店 舗 名 称	(仮称) ナフコ高岡店	
(3)所 在 地	高岡市米島字背戸向779番2外	
(4)小 売 業 者 名	株式会社ナフコ	
(5)店 舗 面 積	5,858㎡	
(6)駐 車 台 数	115台(総収容台数217台)	
(7)営 業 時 間	午前7時～午後9時	
(8)開 店 予 定 日	令和7年10月	

○本計画に関してご意見がある場合

■大規模小売店舗立地法の手続きの流れは以下のとおりです。

届出提出 → 公告 → 地元説明会 → 県の意見通知 → 新設(営業開始)

■大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づき、大規模小売店舗の届出に対して、周辺地域の生活環境保持の観点から意見がある場合、公告の日から4か月以内に、県に対し、意見書を提出することができます。
詳しくは経営支援課のHPをご覧ください。

【県への意見提出期限】 令和7年7月28日

【経営支援課HPアドレス】

<https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/kj00018168>

・本説明会は周辺地域の皆様に対し計画内容の周知を図るために、設置者である株式会社ナフコが開催するものです。

※「大規模小売店舗立地法」とは・・・大規模小売店舗に起因する「交通」「騒音」「廃棄物」などの影響について、周辺の生活環境の保持の観点から、建物設置者(建物の所有者)による適正な配慮がなされることを確保するよう求めるための手続を定めた法律。